

大分県報

平成二十八年
第二七四九号
一月二十九日

（金曜日）

目次

告示

- 一 知事が所管する公の施設の指定管理者の指定（三件）……………
- 二 特定非営利活動法人の設立認証申請……………
- 二 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………
- 二 大規模小売店舗に関する公示……………
- 三 臨時種畜検査の実施……………
- 四 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧（二件）……………
- 四 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）……………
- 五 県道路線の認定……………
- 五 県道路線の変更……………

○告示

大分県告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
大分県社会福祉 介護研修セン ター	大分市大津町二丁目一番四十 一号 社会福祉法人大分県社会福 祉協議会 会長 高橋 勉	平成二十八年四 月一日から平成 三十三年三月三 十一日まで	平成二十八年一月十三日

平成二十八年一月二十九日

大分県報（告示）

一

大分県母子・父
子福祉センター

大分市大津町二丁目一番四十
一号
一般財団法人大分県母子寡
婦福祉連合会
理事長 高柳 美子

平成二十八年四
月一日から平成
三十三年三月三
十一日まで

平成二十八年一月十三日

大分県聴覚障害
者センター

大分市大津町一丁目九番五号
社会福祉法人大分県聴覚障
害者協会
理事長 西村 務

平成二十八年四
月一日から平成
三十三年三月三
十一日まで

平成二十八年一月十三日

大分県身体障害
者福祉センター

大分市大津町二丁目一番四十
一号
社会福祉法人大分県社会福
祉協議会
会長 高橋 勉

平成二十八年四
月一日から平成
三十三年三月三
十一日まで

平成二十八年一月十三日

大分県告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。
平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
大分農業文化公 園 大分県都市農村 交流研修館	大分市舞鶴町一丁目四番十五 号 公益社団法人大分県農業農 村振興公社 理事長 渡辺 哲也	平成二十八年四 月一日から平成 三十三年三月三 十一日まで	平成二十八年一月十三日
大分県林業研修 所	大分市大字古国府字内山三千 百三十七番地の十五 公益財団法人森林ネットお おいた 理事長 重本 悟	平成二十八年四 月一日から平成 三十三年三月三 十一日まで	平成二十八年一月十三日

大分県告示第四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

公の施設の名称	指定管理者	期間	指定年月日
別府港北浜ヨットハーバー	山口県宇部市南浜町二丁目七番二十一号 株式会社ササキコーポレーション 代表取締役 佐々木 勝 吉	平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	平成二十八年一月十三日
ハーモニーパーク	東京都多摩市落合一丁目三十一番地 株式会社サンリオエンターテインメント 代表取締役社長 信太郎	平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	平成二十八年一月十三日

大分県告示第四十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。

平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 申請のあつた年月日
平成二十八年一月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 ヒッポポタムス
- 三 代表者の氏名
牧 広 人
- 四 主たる事務所の所在地
別府市大字鶴見字新別府三千十八番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人に対して、ホースセラピー、犬猫などの動物の保護活動に関する事業を行い、動物とのふれあいを目的とした観光客が長期・短期滞在することで地域振興と観光振興に寄与することを目的とする。

大分県告示第四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあつた年月日
平成二十八年一月十三日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 日田フレンドワーク
- 三 代表者の氏名
桑 野 勝 義
- 四 主たる事務所の所在地
日田市南友田町五百十六番地の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいを持つ人をはじめとする、地域の人々に対して、まごころのこもつた、就労活動・相談・サービス支援事業・地域社会との交流事業、福祉人材育成事業を行い、障がいを持つ人の社会復帰、地域社会づくり、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
総会に関する事項の変更
理事会に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大規模小売店舗の新設に関する届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 大分県大分市宮崎店舗

大分市大字宮崎二百五十八 外五十九筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(一) 大規模小売店舗を設置する者

日本アセットマーケティング株式会社

代表取締役 越 塚 孝 之

東京都江戸川区北葛西四丁目十四番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ドン・キホーテ

代表取締役 大 原 孝 治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十八年九月十六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千九百五十二平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物南東側 六十八台

駐車場No.二 建物二階屋上 六十八台

合計 百三十六台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

建物南側 百十七台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

建物内二階北東側 七十二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内二階北東側 十五・一二立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

二十四時間営業

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

二十四時間

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二箇所 建物敷地南東側

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十八年一月十五日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

2 縦覧期間

平成二十八年一月二十九日から同年五月三十日まで

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年五月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定により、次のとおり臨時種畜検査を実施する。

平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年一月二十九日

大分県報（告示）

検査期日		検査場所		家畜の種類
平成二十八年二月二十九日		竹田市久住町	豊後大野市三重町	牛 豚
~~~~~				
<p><b>大分県告示第四十九号</b></p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。</p> <p>平成二十八年一月二十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				
事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所	
県営危険ため池緊急整備事業（ため池整備）	中の迫溜池地区	平二八・一・二九から 平二八・二・一八まで	杵築市役所	
~~~~~				
<p>大分県告示第五十号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。</p> <p>平成二十八年一月二十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				
事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所	
県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）	玖珠二期（山田等）地区	平二八・一・二九から 平二八・二・一八まで	玖珠町役場	
~~~~~				
<p><b>大分県告示第五十一号</b></p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。</p> <p>平成二十八年一月二十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				
事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所	
県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備）	玖珠二期（木牟田等）地区	平二八・一・二九から 平二八・二・一八まで	玖珠町役場	
~~~~~				
<p>大分県告示第五十二号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。</p> <p>平成二十八年一月二十九日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				

大分県告示第五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定により、県道の路線を次のように認定した。

その関係図面は、大分県土木建築部道路建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
五七	竹田犬飼線	竹田市	豊後大野市犬飼町	

大分県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定により、次のように県道の路線を変更した。

その関係図面は、大分県土木建築部道路建設課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十八年一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

整理番号	旧新別	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
	新	旧	龍原挾間線	龍原挾間線	
六一八			龍原挾間線	龍原挾間線	由布市庄内町五ヶ瀬 由布市挾間町

平成二十八年一月二十九日

大分県報（告示）